

東海地区「子ども条例」ネットワーク設立について（趣意書）

2017年7月31日

設立発起人

伊藤健治（東海学園大学）・大村恵（愛知教育大学）
川北稔（愛知教育大学）・多田元（弁護士）
坪井由実（前愛知県立大学）・藤井啓之（日本福祉大学）
松原信継（愛知教育大学）・望月彰（愛知県立大学）
萬屋育子（前刈谷児童相談センター所長）

■設立の趣旨

子どもを取り巻く経済的格差や貧困、虐待・いじめ・不登校、事故等、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は近年一層厳しさを増し、これらの諸問題に対応し、子どもの命と健康をまもり、その成長・発達を保障していくための子ども施策やまちづくり政策はますます重要性を帯びてきています。そのような中、先般、児童福祉法の理念が約70年ぶりに改正され、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、……福祉を等しく保障される権利を有する」（法1条）と、主語が「児童は」となり、末尾が「権利を有する」と規定されたことは大きな意味をもっています。これにより、自治体の子ども施策の基盤となる「子どもの権利条例」や「子ども条例」の意義もより増大したと言えます。

一方で、地方分権化や行政評価の流れの中で、各自治体が遂行している子ども施策や計画の有効性も厳しく問われるようになってきており、それぞれの自治体が子どもに関わって直面する課題を含めて、自治体どうしの交流や学び合いの必要性も大きくなってきております。

このような状況を受け、東海三県下（愛知・岐阜・三重）において、子どもの権利保障や子ども条例、子ども施策、子どもにやさしいまちづくり等に関わる活動を担い、また、関心をもつ人々や自治体関係者が集い、実践を交流し、自由に意見交換を行い、相互に学習し合う場が必要であると考え、このたび、東海地区「子ども条例」ネットワークを設立することになりました。名称は「子ども条例」となっていますが、条例の有無にかかわらず、子どもの権利保障や子ども政策・施策等に日頃から関心をお持ちの方々や自治体関係者の皆様、弁護士や子ども支援専門職、研究者などの幅広いご参加を呼びかけます。本ネットワークの設立が、この地の子ども達の「最善の利益」の実現につながることを願っております。

■設立の経緯

上記ネットワークづくりの第一歩として、2016年9月24日、東海市芸術劇場において、「東海地区子どもにやさしいまち・子ども条例ネットワーク」設立準備会を行いました。ここでは、東海三県下12自治体の関係職員ほか、子どもの権利擁護委員、教育長、弁護士、NPO、教員、専門家・大学研究者の方々、計70名ほどの皆さまにご出席いただき、各自治体が直面する子どもに関わる課題を中心にご報告および意見交換を行いました。今回の東海地区「子ども条例」ネットワーク設立総会は、この準備会にて提案され、設立することになったものです。